

週休 2 日制モデル工事
に関する Q & A
(土木工事)

令和 6 年 8 月

船 橋 市

Q&A利用上の注意

- 1、Q&Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合がありますので、ご了承ください。
- 2、Q&Aの記載内容は、標準的な考え方を示しています。入札公告や特記仕様書等で特別に記載している内容については、Q&Aの内容に係わず、そちらの指示に従ってください。
- 3、週休2日制モデル工事を受注する場合は、都市計画部技術管理課ホームページに掲載されている最新のマニュアルや様式をご確認ください。

Q 1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所及び休日として認められますか。
A 1 認められます。

Q 2 週休 2 日制モデル工事実施マニュアル（試行）（以下、「実施マニュアル」という。）の 2（2）5）の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 2 次のような作業が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業
- ・災害発生時の対応作業
- ・強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
- ・緊急時の安全パトロール
- ・コンクリートの養生等、品質を確保するうえで必要な作業
- ・交通誘導警備

など

Q 3 実施マニュアルの 2（2）5）の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」として、次のような作業は認められますか。

- ・測量や丁張出し
- ・工事写真の撮影
- ・出来形測定
- ・書類作成等の事務作業

A 3 認められません。

Q 4 週休 2 日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 4 認められません。

Q 5 工期延伸した場合の週休 2 日の考え方はどうなりますか。

A 5 延伸した期間も含めた月単位の現場閉所率又は平均休日率で判断します。

Q 6 夏期休暇期間における現場閉所率又は平均休日率はどのように算出したらよいですか。

A 6 夏期休暇期間（3 日間）については、対象期間から除外して算出してください。

Q 7 年末年始休暇期間における現場閉所率又は平均休日率はどのように算出したらよいですか。

A 7 年末年始休暇期間（6 日間）については、対象期間から除外して算出してください。

Q 8 月の後半にまとめて現場閉所又は対象者の休日取得を行い、月単位の現場閉所率又は平均休日率を確保した場合、週休 2 日の達成と認められますか。

A 8 月単位の現場閉所率又は平均休日率が全て 28.5%以上になれば週休 2 日の達成と認められます。ただし、本モデル工事の趣旨を理解し、休日取得の平準化に努めてください。

Q 9 実施マニュアルの 5 (4) 2) の「やむを得ない理由」とはどのような理由ですか。

A 9 次のような理由が考えられます。

- ・ 地元協議や要望
- ・ 道路使用許可条件
- ・ 近接工事との調整

など

Q 10 現場閉所による週休 2 日工事で土曜日等の休日に作業を実施する場合は、事前に届出は必要ですか。

A 10 通常の工事と同様、共通仕様書に基づき、「休日作業等実施届書」を提出してください。

Q 11 対象期間が 4 週 (28 日) 未満だった場合の現場閉所率又は平均休日率はどのように考えればいいですか。

A 11 対象期間内の現場閉所日数又は休日日数を対象期間日数で除して算出してください。
・ 例：8 日 / 26 日 $\times 100 = 30.7\%$

Q 12 ある月の現場閉所率又は平均休日率が達成できなくても、対象期間全体の平均現場閉所率又は平均休日率が 28.5%以上となっていれば、週休 2 日は達成と判断されますか。

A 12 達成ではありません。月単位の現場閉所率又は平均休日率が全て 28.5%以上にならないといけません。

Q 13 平日が降雨で休工となり、次の土曜日に作業を行った場合、降雨による休工日は振替日として扱えますか。

A 13 扱えます。

Q 14 現場代理人及び主任（監理）技術者を兼務した場合の扱いはどうなりますか。

A 14 あくまでも工事単位で判断します。モデル工事において週休 2 日が達成されていれば、兼務工事の稼働状況は関係ありません。

Q 15 夜間工事における施工日はどうなりますか。

A 15 着手した日を施工日として計上してください。

例：金曜日の 22：00～土曜日の 5：00 までの夜間工事の場合
⇒金曜日を施工日として計上する

Q 16 週休 2 日を達成できなかった場合、指名停止のペナルティーはありますか。

A 16 指名停止は行いません。

Q 17 週休 2 日の対象期間が始まる工事着手日とは、本体工事に着手した日のことですか。

A 17 工事着手日とは、本体工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）に着手する日です。

Q 1 8 当初の「現場閉所計画日」から起算して前後 14 日以内に振替現場閉所日を設けることができることとなっていますが、前後 14 日に年末年始や夏期休暇は含まれますか。

A 1 8 含まれません。

例：12 月 21 日の現場閉所計画日を翌月に振り替える場合、20 日後である 1 月 10 日まで振り替えが可能（12 月 29 日～1 月 3 日の 6 日間はカウントしない）

Q 1 9 週休 2 日交替制工事の場合、対象は全ての技能者、技能労働者 及び現場代理人であるが、対象者全員が 4 週 8 休以上 2 8. 5 %以上を確保する必要がありますのか。

A 1 9 月単位の平均休日率により確認しますので、バラつきがあっても、月単位の平均休日率が 4 週 8 休以上 2 8. 5 %以上を確保されていれば問題ありません。ただし、本モデル工事の趣旨を理解し、休日取得の平準化に努めてください。

Q 2 0 現場代理人は工事現場に常駐することと「工事請負契約約款」第 1 0 条第 2 項で定められていることから、現場代理人の休日取得は出来ないのか。

A 2 0 「工事請負契約約款」第 1 0 条第 3 項で「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者間で確認してください。

Q 2 1 現場閉所による週休 2 日工事と週休 2 日交替制工事で加点方法に違いはあるのか。

A 2 1 加点方法に違いはありません。週休 2 日工事、週休 2 日交替制工事ともに、月単位で 4 週 8 休以上の場合の加点評価になります。